

個人市民税・県民税の 公的年金からの特別徴収制度 新たに10月から引き落としになる人 をお知らせします

■公的年金からの特別徴収制度とは

公的年金を受給している人が、個人市民税・県民税を年金からの引き落としにより納付する制度です。

■新たに対象になる人は

平成22年度に年金から特別徴収(年金からの引き落とし)されていない人で、下記の「対象」に該当する人は、平成23年10月支給の年金から特別徴収が開始されます。対象者には、6月に発送した「平成23年度市民税・県民税納税通知書」に、お知らせを同封しています。

対 象 (以下の条件をすべて満たす人)

- ・昭和21年4月2日以前に生まれた人
- ・平成22年中の所得が公的年金のみで、平成23年度個人市民税・県民税が課税されている人
- ・平成23年1月1日以降、引き続き市内に居住している人
- ・年金から介護保険料が引き落としされている人

納付方法

今年度は、年税額の半分を今までどおり、第1期、第2期に分けて普通徴収で納付していただき、残り半分を3回(10月、12月、2月)に分けて年金から引き落とします。

月	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの引き落とし)		
	平成23年 6月 (第1期)	平成23年 8月 (第2期)	平成23年 10月 (年金支給月)	平成23年 12月 (年金支給月)	平成24年 2月 (年金支給月)
算出方法	年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 📠229-3331

忘れずに申告を

固定資産税に係る申告

次のいずれかに該当する場合は、申告書の提出が必要です。申告がない場合は、条例に基づき3万円以下の過料が科されることがありますのでご注意ください。なお、地方税法の改正に伴い、10万円以下の過料に改正される予定です。

■納税管理人の申告

固定資産税の納税義務者が市外(国外を含む)へ転出する場合は、津市に住所のある人などのうちから、納税義務者に代わって納税の管理をする納税管理人を定める必要があります。転出の日から10日以内に「納税管理人申告書」の提出をお願いします。

■償却資産の申告

毎年1月1日現在において償却資産を所有している場合は、1月31日までに「償却資産申告書」の提出をお願いします。

■住宅用地の申告

固定資産税・都市計画税の減額の対象となる住宅用地については、新築家屋の調査時に「固定資産税・都市計画税課税標準額特例該当土地申告書」へ記入をお願いします。その後住宅用地でなくなった場合は、「固定資産税・都市計画税課税標準額特例適用除外土地申告書」を提出してください。



問い合わせ

資産税課 ☎229-3132 (家屋) ☎229-3131 (土地)
☎229-3331 (共通)

災害時要援護者登録制度

地震などの災害時における避難支援を希望する人は、災害時要援護者として登録できます。

対 象 一人暮らしなど災害時に家族等の支援が受けられない人で、以下のいずれかに該当し、地域支援者への情報提供に同意する人

- ・65歳以上の人
- ・一定の要件に該当する障がい者
- ・要介護認定が3以上の人

登録方法 申請書に必要事項を記入のうえ、下記へ申し込んでください(すでに登録した人は、申し込み不要です。)

対 象	申込先・問い合わせ
65歳以上の人	高齢福祉課 (☎229-3156) または各総合支所市民福祉課(福祉課)
一定の要件に該当する障がい者	障がい福祉課 (☎229-3157) または各総合支所市民福祉課(福祉課)
要介護認定が3以上の人	介護保険課 (☎229-3149) または各総合支所市民福祉課(市民課)